

# 業 務 説 明 書

(別添2)

業 務 委 託 名 深谷市幼稚園・こども館複合施設建設工事設計業務委託

業 務 委 託 場 所 深谷市仲町地内ほか

この業務説明書は、別紙仕様書及び設計図書等と同じ効力を有します。

## 説 明 事 項

本業務の内容については、別紙「設計にあたっての留意事項」及び「業務委託特記仕様書」のほか、以下のとおりとします。

### 1. 共通事項

① 受託者は、設計完了後も当該工事完了までの期間は、工事請負者及び本発注者の問い合わせに随時応じること。

### 2. 計画・調査関係

② プロポーザル時の技術提案書はパブリック・コメント制度により意見公募を行うので、その意見を設計に反映させる場合がある。

③ 受託者は幼稚園部分について、深谷市立幼稚園への視察及び幼稚園職員等にヒアリング等を行い、それらを設計に反映させること。

④ 上記②及び③により本契約図書や別紙仕様書 I.5. (6)に掲げる各資料の内容と矛盾が生じる場合は、監督員に報告し指示を受けること。

### 3. 屋内遊具関係

⑤ 屋内遊具の仕様の選定にあたり、基本設計業務において2以上の異なる遊具事業者による遊具提案書（配置提案含む）及びそれらの比較検討書を提出すること。

なお、配置する遊具の製造メーカーは、事業者自社製品以外も可とする。

遊具等の基準は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版・平成26年6月国土交通省）」を準拠し、「遊具の安全に関する基準（最新版）」（JPFA-SP-S）又はこれと同等の基準を満たすものとする。

### 4. 成果品関係

⑥ 基本設計及び実施設計における発注者の承認には修正期間を含め相応の日数を要するため、このことを考慮した業務工程表を作成すること。

⑦ 成果品は次の工事ごとに分けて作成すること。また、正式な工事名称は監督員の指示による。

ア 複合施設建設工事（隣接施設外構改修工事含む。）

イ 駐車場1工事

ウ 駐車場2工事（既存建物解体を含む。）

⑧ 上記⑦ーアの積算については、積算書内において幼稚園とこども館に分けて作成すること。共用物等で分けることが困難な場合は、その按分方法について監督員の指示を受けること。

⑨ 令和6年2月29日までに図面及び積算書を監督員に仮提出すること。また、履行期限（令和6年3月31日）までに建築確認済証及びその他申請の適合証等を取得したうえで完了検査を受けること。

⑩ 上記⑦ーイにかかる全ての成果品は、上記⑨によらず、令和6年1月31日までに成果品を監督員に仮提出したのち、令和6年2月14日までに部分検査を受けること。

### 5. 支払関係

⑪ 令和4年度の前払金の支払いは行わない。前払金の請求は令和5年度に行うことができる。

⑫ 精算金は上記⑨の完成検査合格後、令和6年4月末までに請求すること。

## 設計にあたっての留意事項

### I. 基本的留意事項

1. 本設計業務にあたり受託者は現地調査を十分に行い、関係法令その他の制約条件に対し不都合のない様に計画すること。
2. 本設計業務にあたり受託者はコスト縮減を図った設計を行うこと。
3. 施設の材質については、耐久性、耐候性に優れており、メンテナンスが容易であること。
4. 設備については、使用が簡便で安全性が考慮されており、保守管理が容易であること。
5. 福祉対策やユニバーサルデザインに基づき、すべての利用者に対しての配慮を十分に行った設計をするよう心掛けること。
6. 運営への影響を最小限とした設計とすること。
7. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（最新版）、また改修工事においては同「公共建築改修工事標準仕様書」（最新版）を参考とすること。

### II. 積算について

1. 数量積算については、国土交通省建築工事積算基準及び建築数量積算基準解説に基づいて算出すること。
2. 価格の採用については、国土交通省建築工事積算基準に基づき、**市場単価及び埼玉県標準単価表**を比較し採用すること。  
なお、これらの単価表によれない場合は、**刊行物、見積り比較（3者以上）**より採用するものとする。
3. 積算手法が確立されていない場合において、見積りを徴取するものとするが、その条件を十分確認するとともに各社の見積り内容を比較検討し、出来る限り根拠等を提出すること。
4. 建築副産物（残土を含む）について
  - 1) コンクリート塊、アスファルトコンクリート及び建設発生材木等については、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設がある場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。
  - 2) 工事現場から発生する残土は、出来る限り他工事に利用する。
  - 3) 再生資材については、品質等に配慮しつつ可能な限り建築資材として活用すること。
  - 4) 産業廃棄物等は、関係法令に基づき適切な処理を原則とする。

### **Ⅲ. 設計図書に明示する事項**

#### **新築工事・改修工事共通**

1. 設計品質（仕上げ・性能・保証等）を明確にする。
2. 次の施工条件は、特記とする。
  - 1) 施工可能時期及び施工時間帯
  - 2) 部位別の施工方法及び施工順序
  - 3) 工事車両の駐車場所
  - 4) 資機材置場
3. 当該工事の施工時期、全体工期等に他工事の影響がある場合は、他工事の開始完了時期等。
4. 特定された条件が付された場合の当該条件。
5. 地下埋設物等の事前調査を必要とする場合は調査期間、また地下埋設物等の移設期間。
6. 工事に伴う公害防止のための施工方法、機械施設、作業時間等に制限がある場合は、その内容。
7. 工事の施工に伴い第三者に被害を及ぼす事が懸念される場合は、家屋等の調査方法、範囲等。
8. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と隣接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。
9. 一般道路を搬入路として使用する場合。
  - 1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合は経路、期間等。
  - 2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。
10. 仮設道路を設置する場合、仕様と設置期間及び終了後の処置。
11. 仮設備の構造、工法及び施工範囲を指定する場合、その内容及び範囲。
12. 地上、地下等に工事支障物が存在する場合は、移設、撤去、防護等の方法、時期及び期間。
13. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等。
14. その他、明示する必要のあるもの。

#### **改修工事**

1. 特記仕様書については、改修工事専用とする。
2. 改修部分の調査範囲及び調査方法は、特記とする。